係る与信相当額を算出し、又は期待エクスポージャー方式（第五十七条の三に定めるところにより与信相当額を算出することをいう。以下同じ。）を用いて派生商品取引、長期決済期間取引若しくはレポ形式の取引若しくは信用取引その他これに類する海外の取引に係る与信相当額を算出する場合において、これらの取引における担保の提供で与信相当額が算出されるものを除く。）又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入		
［（注1）・（注2）　略］		
2　［略］		

（与信相当額の算出）

第五十七条　先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引（次項及び第三項において「派生商品取引」という。）の与信相当額は、次条から第五十七条の三の六までに定めるところにより与信相当額を算出する。ただし、原契約期間が五営業日以内の外国為替関連取引については、与信相当額の算出対象から除くことができる。

2　前項本文の規定にかかわらず、標準的手法採用行は、自己が国内基準行であり、かつ、次の各号に掲げる銀行持株会社のいずれにも該当しない場合にあっては、カレント・エクスポージャー方式（第五十七条の四に定めるところにより与信相当額を算出することをいう。以下同じ。）を用いて、派生商品取引の与信相当額を算出することができる。この場合において、当該標準的手法採用行は、全ての派生商品取引について、ＳＡ－ＣＣＲを用いて与信相当額を算出することができない。

一　内部モデル方式採用行

二　先進的計測手法採用行

三　第五十七条の三第一項の承認を受けた銀行持株会社

3　前項の規定にかかわらず、標準的手法採用行は、自己が国内基準行であり、かつ、前項各号に掲げる銀行持株会社のいずれにも該当しない場合において、直近の算出基準日においてＳＡ－ＣＣＲを用いて派生商品取引の与信相当額を算出しているときは、あらかじめ、やむを得ない理由によりその使用を継続することができない旨を金融庁長官に届け出たとき又は第五十七条の三第一項の承認を受けたときを除き、これを継続して用いるものとする。

4　前三項の規定は、長期決済期間取引（有価証券等及びその対価の受渡し又は決済を行う取引（派生商品取引に該当するものを除く。）であって、約定日から受渡し又は決済の期日までの期間が五営業日又は市場慣行による期間を超えることが約定され、かつ、次の各号に掲げるものに該当する場合において、当該各号に定める要件を満たすものをいう。以下同じ。）の与信相当額の算出について準用する。この場合において、標準的手法採用行は、派生商品取引と長期決済期間取引について異なる方式を用いることができる。

［一・二　略］

5　標準的手法採用行が第五十七条の三から第五十七条の三の六までに定めるところにより期待エクスポージャー方式を用いる場合には、レポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引についても期待エクスポージャー方式を用いて与信相当額を算出することができる。

［（注1）・（注2）　同上］		
2　［同上］		

（与信相当額の算出）

第五十七条　先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信相当額は、次条から第五十七条の四の六までに定めるところによりカレント・エクスポージャー方式、標準方式又は期待エクスポージャー方式を用いて算出する。ただし、原契約期間が五営業日以内の外国為替関連取引については、与信相当額の算出対象から除くことができる。

［項を加える。］

［項を加える。］

2　前項の規定は、長期決済期間取引（有価証券等及びその対価の受渡し又は決済を行う取引（派生商品取引に該当するものを除く。）であって、約定日から受渡し又は決済の期日までの期間が五営業日又は市場慣行による期間を超えることが約定され、かつ、次の各号に掲げるものに該当する場合において、当該各号に定める要件を満たすものをいう。以下同じ。）の与信相当額の算出について準用する。この場合において、標準的手法採用行は、派生商品取引と長期決済期間取引について異なる方式を用いることができる。

［一・二　同上］

3　標準的手法採用行が第五十七条の四から第五十七条の四の六までに定めるところにより期待エクスポージャー方式を用いる場合には、レポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引についても期待エクスポージャー方式を用いて与信相当額を算出することができる。